

# 地区計画区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

東松島市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

印

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- その他の行為

について下記により届け出ます。

### 記

- 1. 行為の場所 東松島市あおい 丁目 番
- 2. 行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 3. 行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 4. 設計又は施行方法 \_\_\_\_\_

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 $m^2$		
(2) 建築物の建築又は工作物の建設概要	(イ) 行為の種別	( <input type="checkbox"/> 建築物の建築 ・ <input type="checkbox"/> 工作物の建設 ・ <input type="checkbox"/> その他 ) ( <input type="checkbox"/> 新築 ・ <input type="checkbox"/> 改築 ・ <input type="checkbox"/> 増築 ・ <input type="checkbox"/> 移転 )		
	(ロ) 設計	届出部分	届出以外の部分	合計
	(Ⅰ) 敷地面積			$m^2$
	(Ⅱ) 建築又は建設面積	$m^2$	$m^2$	$m^2$
	(Ⅲ) 延べ面積	( $m^2$ )	( $m^2$ )	( $m^2$ )
(Ⅳ) 高さ 地盤面から	(Ⅴ) 用途			
	m	(Ⅵ) 垣又はさくの構造		
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途
	$m^2$			
(4) その他の地区整備計画に該当する行為				

### 通知 (勧告)

受付欄	届出の 適 否	適 ・ 否
-----	------------	-------

## 備考

- 1 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 建築物の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 3 地区計画に定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 4 同一の土地の市域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。
- 5 この届出書には、下記の図書及びその他参考となる事項を記載した図書を添付すること。
- 6 行為に着手する日の30日前までに正・副各一部ずつ提出する。
- 7 建築確認申請等の他の手続きを要する行為があるときは、それらの手続きに先立って届出を行うこと。

## &lt;代理人の連絡先&gt;

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

## ※添付図書一覧

行為の種類	図面	縮尺	摘要
(1) 土地の区画形質の変更	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標物を表示(付近見取り図)
	設計図	1/100 以上	構造図、断面図を含む
(2) 建築物の建築、工作物の建設	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標物を表示(付近見取り図)
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置、セマップリクガーンを表示、壁面から境界線までの距離(有効寸法)を記入
	平面図	1/100 以上	各階のもの(工作物の場合は不要)
	構造図 詳細図	適宜	垣又はさくの構造(基礎、高さ、地盤線)を表示
	立面図	1/100 以上	二面以上(最高高さ、軒高等の記入)
	求積図	適宜	敷地面積、建築面積及び延床面積(建ぺい率、容積率)を表示
(3) 建築物又は工作物の用途変更の場合	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標物を表示(付近見取り図)
	配置図	1/100 以上	敷地内の建築物等の各部の位置を表示
	立面図	1/100 以上	二面以上(最高高さ、軒高等の記入)
(4) その他の地区整備計画に定められている事項に該当する場合	案内図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標物を表示(付近見取り図)
	配置図	1/100 以上	敷地内の建築物等の各部の位置を表示
	構造図 詳細図	適宜	構造又は各部詳細を表示

※ その他必要に応じて地区計画の内容が確認できる図書(例:商品カタログの写し等)